

■ゴルフ場利用税（県税）

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。



ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。



ゴルフ場の利用者1人1日につき、ゴルフ場の等級によって下記の表のように決められています。

等級は、ゴルフ場の利用料金とホール数を基準にしてゴルフ場ごとに県が決定します。

等級	特級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
税率	1,200円	1,050円	950円	800円	650円	500円	350円



ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月の15日までに申告し、納税します。



次の対象者の利用に対しては、非課税措置の適用があります。（非課税措置の対象者であることを証する書面等をゴルフ場窓口に提示又は提出してください。）

1. 年齢18歳未満の人
2. 年齢70歳以上の人
3. 障害のある人（身体障害者の手帳等の交付を受けている人）
4. 国民スポーツ大会及び国際競技大会に参加する選手が、これらのゴルフ競技及び公式練習としてゴルフを行う場合
5. 学生、生徒及び教員が、学校の教育活動としてゴルフを行う場合

◎市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

■入湯税（市町村税）

この税は、鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備や観光の振興などの費用に充てるため鉱泉浴場の利用に対して課税される目的税です。



鉱泉浴場（温泉）を利用した人が、鉱泉浴場（温泉）の経営者を通じて納めます。



浴場の利用者1人1日について150円（標準税率）です。

※具体的な税率については、各市町村の条例で定められています。

※1泊2日の入湯者は1日として取り扱います。



浴場の経営者が、毎月分を市町村の条例で定める納期限までに申告し、納めます。